

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、取締役・監査役制度のもと、業務執行・経営の監督体制の強化に努め、迅速かつ的確な意思決定に基づく経営、透明度の高い経営を推進してまいります。

また、企業活動全般を適切かつ効率的に遂行するとともに、法令、企業倫理の遵守および社会的責任を徹底していく観点から、

- ・コンプライアンスや環境保全、個人情報保護といったCSR活動の一層の充実と定着
- ・ステークホルダーとの積極的対話による経営品質の向上
- ・社会の要請や負託に応える内部統制システムの適切な運用

など、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組み、企業価値の増大を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社伊予銀行	8,851,108	3.97
株式会社百十四銀行	8,846,124	3.97
日本生命保険相互会社	7,403,491	3.32
住友共同電力株式会社	7,062,207	3.17
高知県	6,229,605	2.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,671,400	2.54
四国電力従業員持株会	4,436,014	1.99
明治安田生命保険相互会社	4,000,700	1.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,521,700	1.58
株式会社四国銀行	2,748,929	1.23

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気・ガス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
竹崎 克彦	他の会社の出身者								○			
井原 理代	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹崎 克彦	○	株式会社百十四銀行取締役会長。 株式会社百十四銀行と当社との間には資金の借入等の取引があります。 ＜社外役員の属性情報＞ a.上場会社の取引先又はその出身者	竹崎氏は、長年、経営者として、他の会社および経済団体の要職を歴任するなど、経営に関する幅広い知識・経験を有しており、経営の専門家として、当社の経営に関して有益なご意見をいただけるものとして、選任しています。 また、同氏は、独立役員の要件を充たしており、独立した立場で経営を監視・監督いただけるものとして、独立役員に指定しています。
井原 理代	○	香川大学名誉教授、高松大学経営学部教授。 井原氏は、当社執行役員の三親等の親族であります。 ＜社外役員の属性情報＞ 該当なし	井原氏は、大学教授としての専門的な知識と幅広い経験に加え、日本放送協会の経営に携わった経験を有していることから、当社の経営に関して有益なご意見をいただけるものとして、選任しています。 また、同氏は、独立役員の要件を充たしており、独立した立場で経営を監視・監督いただけるものとして、独立役員に指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

○監査役は、会計監査人から7月に監査方針、重要監査項目等の監査計画の説明を受け意見交換を行うほか、7月、10月および1月に四半期レビュー結果等、5月に会計監査の実施状況・結果等の報告を受け意見交換を行っています。また、上記以外にも、随時、会計方針、会計処理等について意見交換を実施するとともに会計監査に立会い、監査状況を確認しています。

○また、監査役は、内部監査部門の審査室から当該年度開始前に審査室の監査テーマ、監査方法等の監査計画の説明を受け意見交換を行っています。また、上期末および下期末に監査の実施状況・結果の報告を受けその内容を調査するとともに、監査役監査に活用しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小川 英治	他の会社の出身者										○			
森田 浩治	他の会社の出身者										○			
竹内 克之	他の会社の出身者										○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小川 英治	○	日亜化学工業株式会社取締役会長 日亜化学工業株式会社と当社との間には事業者として通常の電力取引等があります。 <社外役員の属性情報> a.上場会社の取引先又はその出身者	小川氏は、長年、経営者として、他の会社および経済団体の要職を歴任するなど、経営に関する幅広い知識・経験を有しており、経営の専門家として、客観的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査いただけるものとして、選任しています。 また、同氏は、独立役員の要件を満たしており、独立した立場で取締役の職務執行状況等を監査いただけるものとして、独立役員に指定しています。
森田 浩治	○	株式会社伊予銀行取締役相談役 株式会社伊予銀行と当社との間には資金の借入等の取引があります。 <社外役員の属性情報> a.上場会社の取引先又はその出身者	森田氏は、長年、経営者として、他の会社および経済団体の要職を歴任するなど、経営に関する幅広い知識・経験を有しており、経営の専門家として、客観的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査いただけるものとして、選任しています。 また、同氏は、独立役員の要件を満たしており、独立した立場で取締役の職務執行状況等を監査いただけるものとして、独立役員に指定しています。
竹内 克之	○	旭食品株式会社取締役会長 旭食品株式会社と当社との間には事業者として通常の電力取引等があります。 <社外役員の属性情報> a.上場会社の取引先又はその出身者	竹内氏は、長年、経営者として、他の会社および経済団体の要職を歴任するなど、経営に関する幅広い知識・経験を有しており、経営の専門家として、客観的な立場から取締役の職務執行状況等を適切に監査いただけるものとして、選任しています。 また、同氏は、独立役員の要件を満たしており、独立した立場で取締役の職務執行状況等を監査いただけるものとして、独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

当社と、各独立役員および各独立役員の出身元の会社等との間には、消費者および事業者として通常の電力取引があります。

【インセンティブ関係】

--	--

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

各取締役は、自らの職責を十分認識のうえ、株主価値の向上に取り組んでおり、現時点では、報酬面でのインセンティブ付与の必要性は薄いものと考えております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【**取締役報酬関係**】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

役員区分毎の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

――

【**社外取締役(社外監査役)のサポート体制**】

社外取締役に對しては、秘書部スタッフが、また、社外監査役に對しては、社内の常勤監査役または監査役室スタッフ(当社は、監査役を補佐する担当セクションとして「監査役室」を設置しております。)が、取締役会の開催前に、重要な事項等について意見交換や事前説明を行うほか、プレス発表資料や社内の状況について報告を行うなど、随時、情報を連係しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 最新

○「取締役会」は、社外取締役2名を含む14名(うち女性1名)で構成し、重要な業務執行に関する意思決定及び取締役の職務執行を監督する機関として、原則として月1回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。なお、平成26年度の開催実績は9回です。

○取締役会に付議する事項やそれ以外の重要な事項は、役付取締役をメンバーとし、常任監査役も出席する「常務会」を原則として週1回開催し、審議しております。なお、平成26年度の開催実績は、25回です。

○当社は、業務執行機能の強化、業務執行責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。

○監査役は、社外監査役3名を含む5名で構成しており、監査役会で定めた監査方針・計画等にもとづき、取締役会等の重要会議への出席や代表取締役との定期的な意見交換等を通じて経営に関する意見表明・助言等を行うとともに、取締役その他使用人からの職務執行状況の聴取や重要書類の閲覧・調査等を通じて、取締役の職務執行の適法性に主眼を置いた監査を行っております。監査役による監査の実施にあたっては、「監査役室」に8名の専任スタッフを配置して補佐する体制としているほか、「考査室」の内部監査結果等の聴取、会計監査人、関係会社の監査役等との定期的な意見交換等を行うことにより、監査の精度と実効性を高めております。

○当社では年度ごとに、経営の基本的な方針・計画を定めたグループ経営計画を策定し、これを軸に計画・実施・統制評価のマネジメントサイクルを展開しています。併せて、経営管理に関わる諸規程を整備し、各職位の責任・権限や業務の基本的な枠組みを明確にして、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行をはかっています。こうした統制システムについては、適正かつ有効に機能しているかどうか、「考査室」が内部監査しております。

○会計監査は、有限責任監査法人トーマツに委嘱しており、平成27年3月期に係る監査は、同監査法人の指定有限責任社員である公認会計士 新免和久、久保誉一、田中賢治の3名(継続監査年数は、全員7年以内)が執行しました。なお、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士6名、その他4名となっています。

○当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定・監督機能の強化および透明性の向上を図るため、社外取締役を選任・配置しています。社外取締役の竹崎氏は、経営に関する幅広い知識・経験を有しており、経営の専門家として客観的な立場から意見を述べるとともに、取締役の業務執行を監督しています。また、社外取締役の井原氏は、大学教授としての専門的な知識と幅広い経験に加え、日本放送協会の経営に携わった経験を有していることから、客観的な立場から意見を述べるとともに、取締役の業務執行を監督しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年3月期の定時株主総会招集通知は、法定期限である6月10日より6日早い6月4日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年3月期の定時株主総会は、6月25日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	パソコンまたは携帯電話を用いたインターネットによる議決権行使も可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへ参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	議決権電子行使プラットフォームに、狭義の招集通知と株主総会参考書類を英文で掲載しております。
その他	株主総会における事業報告等の報告において、パワーポイントによる映像を活用するなど、株主のみなさまにわかりやすい丁寧な説明に努めております。また、招集通知の発送前に、その内容を当社ホームページ等に掲載し、議決権行使の円滑化に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	実施概要は次のとおりです。 1. 27年3月期第2四半期決算説明会 【開催日】:平成26年11月5日 【参加者】:約80名 【当社側】 取締役副社長 家高順一 常務執行役員 経営企画部長 長井啓介 執行役員 経理部長 白井久司 原子力部部長 川西徳幸 【説明内容】 1. 平成26年度第2四半期決算の概要 2. 電力の安定供給に向けた取り組みについて 2. 27年3月期決算説明会 【開催日】:平成27年5月8日 【参加者】:約90名 【当社側】 代表取締役社長 千葉昭 常務執行役員 経営企画部長 長井啓介 執行役員 経営企画部部長 小林功 執行役員 経理部長 白井久司 原子力部部長 川西徳幸 【説明内容】 1. 平成26年度決算の概要 2. 最適な供給力構成の実現に向けた取り組みについて	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署:総合企画室 経営企画部 企画グループ 担当役員:取締役副社長 長井 啓介	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	当社では、女性の更なる活躍促進に向けて、女性社員の能力育成や計画的な配置・登用を進めています。 これまでに、女性のキャリア形成支援のための教育研修や、管理職候補の育成・拡大に向けた教育研修などを職場の意識改革をテーマとした懇談会などを実施するとともに、能力・意欲の優れた女性社員を積極的に管理者に登用しています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、会社法および会社法施行規則に基づき、内部統制システム構築の基本方針（業務の適正を確保するための体制）を策定し、これに基づいて、内部統制の体制を整備し、適切な運用に努めております。
また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制報告制度」についても、その適切な運用を通じて、財務報告の信頼性確保に努めております。

【業務の適正を確保するための体制】

当社は、地域と共に生き、地域と共に歩み、地域と共に栄えるという基本精神のもと、社会からの信頼を得ることの重要性を認識し、適法・適正かつ効率的な事業活動を遂行するため、会社法および会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」を以下の通り定める。

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会を原則として毎月1回開催することに加え必要があるときは随時開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。
- (2) 法令等の遵守と企業倫理の徹底は経営の原点であるとの認識のもと、行動規範およびコンプライアンスガイドラインを制定するとともに、コンプライアンスに関する専門委員会、社内外相談窓口を設置し、取締役自らがコンプライアンスを積極的に推進する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報について、保存期間など管理方法を定めた社内規程を制定し、適切に保存・管理する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業運営に関するリスクについて、毎年度の経営計画に反映し、経営のマネジメントサイクルのなかでリスクの統制を行う。
- (2) 各取締役は、自らの分掌範囲のリスク管理について責任を持つとともに、全社横断的なリスクに対しては、必要に応じて、専門委員会を設置し、総合的な対応を図る。
- (3) 自然災害などによる非常事態に関するリスクに備え、個別に規程を整備し、管理体制を定める。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営計画において毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、これを軸とした計画・実施・統制評価のマネジメントサイクルを展開する。
- (2) 各職位の責任・権限や業務の基本的枠組みを明確にし、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行う。

5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 行動規範、コンプライアンスガイドラインなどの整備に加え、研修システムなどを活用したコンプライアンス教育を実施し、従業員の法令・企業倫理の遵守を徹底する。
- (2) 業務における適法・適正な手続き・手順を明示した社内規程類を整備し運用する。
- (3) 適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、執行部門から独立した内部監査部門による監査を実施する。

6 反社会的勢力の排除に向けた体制

市民社会に脅威を与える反社会的勢力への対応を統括する組織を設置し、これらの勢力とは、断固として対決する。

7 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ経営方針を定め、グループ各社の計画立案から執行までを総括的に管理・評価することにより、グループ全体でマネジメントサイクルを展開する。
- (2) グループ経営管理上必要な事項について、グループ各社に事前協議・報告を求める社内規程を整備・運用するとともに、グループ各社のトップとの意見交換会を定期的に開催するなど、緊密な情報連係を図る。
- (3) グループ各社の事業活動に関するリスクを把握・評価のうえ、経営計画へ適切に反映し、リスクの統制を行う。
- (4) グループ各社に対しては、取締役および使用人の職務執行の適正を確保するため、コンプライアンス等に関する方針を提示し、当社に準ずる体制の整備を求める。また、コンプライアンスに係る社内外相談窓口において、グループ会社に係る事項の相談を受け、適切な運用を図る。
- (5) グループ経営推進を図り、適正な業務遂行を確認するため、当社の取締役などをグループ各社の取締役、監査役に充てるとともに、適宜、当社内部監査部門による監査を実施する。

8 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するための専任組織を設置し、監査役の求めに応じて必要な監査役補助スタッフを配置する。

9 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役補助スタッフの職務執行について、取締役の指揮命令からの独立性および監査役からの指示の実効性を確保する。
- (2) 監査役補助スタッフの人事に関する事項については、監査役の意見を尊重する。

10 監査役への報告に関する体制

- (1) 法令の定めによるもののほか、重要会議への監査役の出席、経営層が情報共有する社内報告制度などにより、グループ経営に係る重要な情報を監査役に連係する。また、監査役から求められた場合、適切に報告する。
- (2) 監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取扱いを行わない。

11 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査の実施のために必要な費用については、当社が負担する。

12 その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役との定期的な意見交換の実施や内部監査部門と監査役との緊密な連係などにより、監査役監査の実効性を高めるための環境整備を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「業務の適正を確保するための体制」、「よんでんグループ行動憲章」、「コンプライアンスガイドライン」において、「市民社会に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する」旨を定めています。

具体的には、総務部渉外・危機管理グループおよび各事業場の総務課を統括部署とし、警察当局や顧問弁護士などの専門機関と情報連携も図りながら対応しています。また、定期的に、従業員に対しトラブル対応研修を実施し、対応上の心得や具体的対応方法等について指導を行っています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

○経営環境の変化への即応性を高めるとともに、経営責任の明確化をはかるため、取締役の任期は1年としております。

○適時開示体制の概要については以下の通りです。

当社は、社内規程「会社情報適時開示要領」において、有価証券上場規程に基づく会社情報の開示に関する事項を定め、金融商品市場に対する迅速、正確かつ公平な情報公開に努めております。

1 開示情報の把握・連絡体制

開示情報に関連する業務の主管部長を「情報管理責任者」とし、開示情報が発生した場合には、直ちに有価証券上場規程に基づく情報取扱責任者である広報部長に連絡する体制をとっております。（開示情報に該当するかどうかの判断において必要がある場合は、適宜総務部長に照会します。）

また、従業員等が開示情報の発生を知った場合（災害に起因する損害発生など、いわゆる発生事実に関する情報を想定しております。）には、直ちに当該情報を情報管理責任者へ報告するものとし、開示情報の迅速かつ網羅的な把握を行っています。

なお、子会社に係る開示情報については、関係会社の経営管理等の業務を担当する事業企画部長が一元的に把握することとしております。

[参考]情報管理責任者と管理する開示情報の対応例

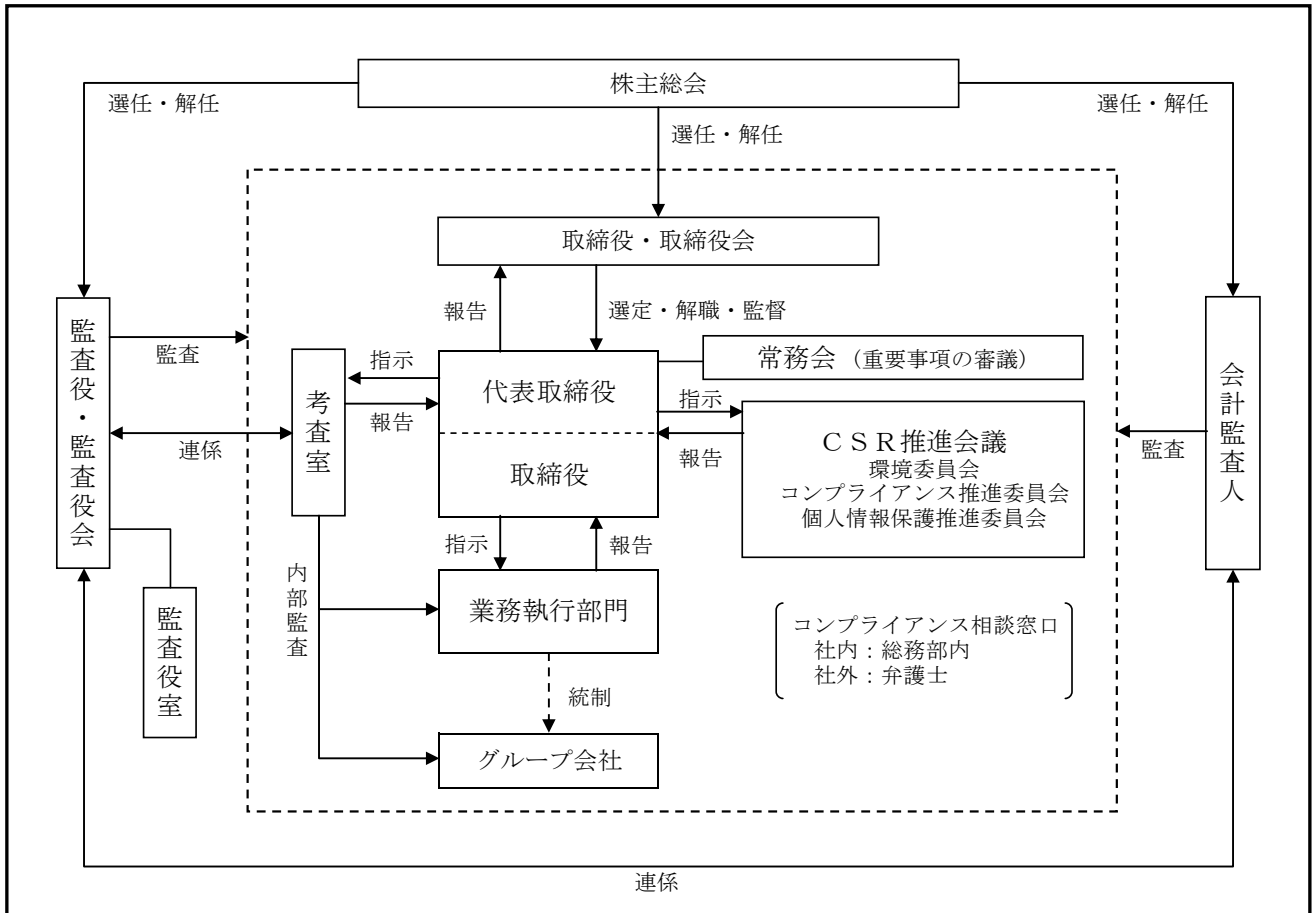
（情報管理責任者）	（開示情報）
・経営企画部長	： 新製品、新技術の企業化、業務上の提携など
・事業企画部長	： 子会社に関する情報など
・総務部長	： 株式の発行、自己株式の取得・処分など
・経理部長	： 決算・業績予想に関する情報など

2 開示情報の開示体制

開示情報の連絡を受けた広報部長は、資料の記載事項などの詳細につき、情報管理責任者と協議のうえ、TDnetによる適時開示を行います。

なお、情報取得機会の多様性確保の観点から、記者会見や記者クラブを通じた報道機関への資料配布など、TDnet以外の方法による情報公開も積極的に行っております。

○コーポレートガバナンス体制についての模式図



○適時開示体制についての模式図

